三　第百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等　同条に規定する帳簿

第七百四十八条に次の二項を加える。

2　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七十四条の二第三項若しくは第四項、第七十四条の六第二項、第百四十四条の三十二第六項、第百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

一　第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等　第七十四条の六第二項に規定する書類

二　第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等　第四百六十九条第二項に規定する書類

3　前項に規定するもののほか、次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該総務省令で定めるところに従つて行われていないとき（当該地方税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の総務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

一　第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類
	第七十四条の六第二項に規定する書類
二　第百四十四条の三十二第一項第三号に係る承認を受けた者	同条第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の写し
三　第百四十四条の三十五第七項の特別徴収義務者	同項に規定する書類
四　第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類
	第四百六十九条第二項に規定する書類

第七百四十九条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条第一項中「前条の表の各号の上欄」を「前条第一項各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の中欄に掲げる」を「に定める」に、「であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている同条の表の上欄」を「前条第一項の規定により同項各号に定める地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる者又は同条第二項の規定により同項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている当該各号」に、「において、地方税関係帳簿のうち同条の承認を受けているもの」を「には、当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類」に改め、「その承認を受けた事務所所在地等の道府県知事（同表の下欄に掲げる道府県知事をいう。以下この章において同じ。）の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

第七百五十条から第七百五十四条までを次のように改める。

（地方税関係書類の電磁的記録による徴収等）

第七百五十条　次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該地方税関係書類の徴収に代えることができる。

一　第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類
二　第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類

2　第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、第百四十四条の三十五第六項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもつて当該書類の提出に代えることができる。

3　第一項の規定により同項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者及び前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、総務省令で定めるところにより、その提供を受けた電磁的記録を保存しなければならない。

第七百五十一条から第七百五十四条まで　削除

第七百五十五条中「並びに第七十四条の二第三項及び第四項、第百四十四条の三十二第六項、第百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類」を「及び地方税関係書類」に、「及び第四条」を「、第四条及び第六条」に改める。

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条又は第七百四十九条各項のいずれかの承認を受けている地方税関係帳簿」を「第七百四十八条第一項、第二項若しくは第三項前段、第七百四十九条各項又は第七百五十条第三項のいずれかに規定する総務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類」に改め、「当該地方税関係帳簿」の下に「又は当該地方税関係書類」を加え、同条第二項中「第四条各項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「承認を受けて」を「規定により」に改め、「（帳簿」の下に「又は書類」を加え、同条第三項中「第十条」を「第七条」に改め、「又は書類」を加え、同条に次の四項を加える。

4　第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第七十四条の二十四第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的